

各府省の復興施策の取組状況の取りまとめ-公共インフラ以外の復興施策-

復興施策	担当府庁					期待される効果・達成すべき目標
		これまでの取組状況	当面(今年度中)の取組	予算措置状況	中・長期的(3年程度)取組	
(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり						
④ 社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進						
(ii 関連) 「新しい公共支援事業」等を通じた支援	内閣府	○ 復興・被災者支援を図っていくため、NPO等が被災者と被災者、被災者と行政、被災者と支援者等を結びつける「絆力(きずなりよく)」を活かして復興・被災者支援を行う取組や、復興・被災者支援を行うNPO等の絆力を強化するための取組に対して支援を実施。	○ 「絆力」を活かして復興・被災者支援を行う取組等に対して引き続き支援を実施。 (NPO等の「絆力(きずなりよく)」を活かした復興・被災者支援事業参考資料) http://www5.cao.go.jp/keizai2/keizai-syakai/kizunaryoku/pdf/digest.pdf	・NPO等の「絆力(きずなりよく)」を活かした復興・被災者支援事業 平成29年度予算203,355千円【復興特会】	○ 被災地において行政では手が行き届かないきめ細かな復興・被災者支援を図っていくことは重要な課題であるため、被災者ニーズを踏まえNPO等が「絆力」を活かして復興・被災者支援を行う取組等に対して支援を実施。	○ NPO等が「絆力」を活かし、行政では手が行き届かないきめ細かな復興・被災者支援を継続して実施することで、地域や復興段階等により変化する被災者のニーズに対応した復興・被災者支援を実現。
(ii)NPO、国際協力分野のNGO、地元企業、地縁組織等の多様な主体が主導する「新しい公共」による被災地域の復興を促進する	外務省	○発災直後から、ジャパン・プラットフォーム(JPF)は東日本プログラムを立ち上げ、被災地の支援ニーズに応えることを第一に迅速かつ効果的な支援を展開し、民間から寄せられた約72億円の寄付金のうち、平成27年度までに約65.5億円を活用して、被災地の復興への歩みを支える重要な役割を担ってきた(計412事業を実施)。 ○平成28年度は、各地域で自立的復興を支える地元NPO中心に「共に生きる」ファンドで事業申請を受け付け、計39事業を実施し、合計約1億4,500万円を助成した。 ○平成28年度で「共に生きる」ファンドの助成が終了する岩手県・宮城県では、セーフティネット支援とコミュニティ支援に的を絞り、震災起因によるさまざまな問題が子ども・障がい者・高齢者等の災害弱者に生じないように支援を実施した。 ○原発事故等の影響から復興の遅れる福島では、平成28年度も支援分野を限定せず、「共に生きる」ファンドの約7割を使い集中的に助成事業を継続した。	○福島では平成28年度末から平成29年度にかけて避難指示解除が本格化するのを受けて、「新しい公共」で掲げる社会的包摂の理念に基づき、帰還を選択される方々へも、故郷へ思いをはせながらも帰還の選択をできない方々へも寄り添い、必要な支援を届ける。また、復興庁はじめ行政、地元NPOとも緊密な連携を行いつつ、福島支援のさらなる深化を図る。 ○平成28年度に岩手県・宮城県の「共に生きる」ファンドによる助成事業が終了したのを受けて、平成29年度には、これまでJPFが続けてきた東日本大震災被災者支援事業全体の検証事業を実施する。検証事業では、「JPFが復興のフェーズの変化にどう対応し、どのような機能と役割を担ってきたのか」、「NPO/NGOや企業や行政など、多様なセクターとJPFがどのように連携してきたのか」、「東日本の実績を今後の国内災害にどのように活用するか」などを目的に、助成団体としての役割・コーディネーターとしての役割・企業復興支援窓口としての役割について検証する。	「一」(2017年6月5日現在、復興を主目的とするJPFに対する特別な予算措置はなし。)	○JPFとして、被災地における民間からの寄付動向等を見定めつつ、平成30年度までは、福島県における支援活動を継続し、迅速かつ包括的な復興に貢献していくことを目指す。また、岩手・宮城についても地元中間支援団体などとの連携を通じて、災害弱者へのしわ寄せ等が生じないように、引き続き注視していく。	○JPFとして、民間から寄せられた寄付金を最後まで効果的に被災地の支援に活かし、被災地の復興に寄与する。 ○被災者の生活再建と被災地の復興に向けて、被災者や地域コミュニティがその力を最大限に発揮できるようにするため、地域力強化(レジリエンスとコミュニティエンパワメント)の達成を目指す。地域力強化は地元主導の生活再建を支える人材育成とその人材を支える組織基盤強化からなる。特にNPO/NGOの連携調整を担う中間支援団体の強化・育成は今後の災害への備えとしても重要である。 ○また、JPFが行う地元NPOの人材・リーダー育成にあたっては、海外での難民支援等の経験からなるスフィアスタンダードやCHS(人道性・公平性・独立性・中立性や質の基準)など災害支援の国際基準をわかりやすく伝え、声を出しにくい人々への配慮や誰をも排除しない包摂型の社会づくりを目指すことも忘れてはならない。

<p>(i 関連) 地域コミュニティの再生支援</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>○ 生きにくさ、暮らしにくさを抱える方々に対し、24時間365日無料の電話相談窓口を設置するとともに、必要に応じ、面接相談や同行支援を行い、具体的な解決に繋げる寄り添い型相談支援事業を引き続き実施。 ○ 平成25年度には、被災地専用ダイヤルを設け、被災者からの相談を優先して実施。 ○ 平成26年度は、県外避難者からの相談を受け付ける専門ラインを常設し、広域避難者の抱える生活上の悩みにも対応。 ○ 平成28年度は、被災者の見守りや相談支援に関わる予算をより効果的、一体的に執行するため、被災者支援総合交付金の被災者見守り・相談事業のメニューの一つにした。</p>	<p>○ 被災3県の事業全体を統括するために、中央センターを設置し、相談者からの具体的な問題解決にむけた支援を実施</p>	<p>・寄り添い型相談支援事業(被災者見守り・相談支援事業) 被災者支援総合交付金20,006百万円の内数【復興特会】</p>	<p>○ 震災に伴う様々な影響により、多様な問題を抱える人が、いつでもどこでも相談でき、適切な支援を迅速に受けられるための拠り所として、引き続きワンストップ型の相談支援を実施していく。</p>	<p>○ 被災者に対するワンストップ型の電話相談を通して、対面相談のみでは現れにくい支援ニーズを表面化させ、誰をも排除しない包摂型の社会づくりを行っていくことは、被災者の心の支えとなり、被災地の復興にもつながるものである。</p>
<p>(iii 関連) 多様な主体の協働による新たな地域づくり</p>	<p>国土交通省</p>	<p>・平成28年度は、地方公共団体、地域金融機関、NPO等で構成される地域づくり活動支援体制構築に対する補助を行うことで、多様な主体による事業型の地域づくり活動を推進し、地方部における地域の活性化を図り、全国に6件の地域づくり活動支援体制を構築した。</p>	<p>・補助事業については平成28年度までで終了。 ・平成26～28年度において、補助事業により構築支援してきた地方公共団体、地域金融機関、NPO等で構成される地域づくり活動支援体制の活動により得られた知見や手法等を分析、とりまとめた事例集を作成し、公開することで、多様な主体による事業型の地域づくり活動を推進し、被災地を含め地方部における地域の活性化を図る。</p>	<p>・補助事業については平成28年度までで終了。</p>	<p>・事例集を公開することにより体制構築による効率的な中間支援活動を促し、地域づくり活動を促進する。 ・補助事業については平成28年度までで終了。</p>	<p>・地方における地域資源を活かした多様な主体による新たな地域ビジネス等が創出され、地域の活性化が図られる。</p>